

二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例に係る認定に関する審査基準
(平成30年4月1日制定)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条の7条第1項に定める、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例における認定(以下「認定」という。)の申請に対する審査のための基準は次のとおりとする。

1 申請書について、次の事項に適合すること。

(1) 2部(正本、写し)そろっていること。

(2) 申請年月日及び記載事項の記入もれがないこと。

(3) 法人の代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には、代表者の委任状が添付されていること。

(4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。

2 認定を受けようとする産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に係るそれぞれの業の審査基準に適合するものであること(積替え・保管施設の立地場所に関する要件及び周辺環境に関する事項を除く。)

ただし、申請者の能力に係る基準に定める講習については、次に掲げるものを有効とする。

(1) 新規認定申請の場合

ア 新規許可講習

認定申請の日から起算して5年前までに修了したもの

イ 更新許可講習(他の行政庁で既に認定を受けている場合に限る。)

認定申請の日から起算して5年前までに修了したもの

(2) 変更認定申請の場合

認定申請の日から起算して5年前までに修了したもの